





## 5 誓約・同意事項

補助金の申請に当たり、以下の事項について事実と相違ないことを誓約します(すべての項目にチェックがない場合は、補助金の交付を受けられません)。

- 本補助金の交付対象及び交付要件に該当することを確認したうえで申請します。
- 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であつて概ね常時使用する従業員の数が 40 人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、10 人以下））のもの又は同条第 5 項に規定する小規模企業者に該当します。
- 補助金の申請日において、1 年以上前から市内で事業を営んでいます。
- 補助を受けようとする経費について、国、県その他の公的機関から補助金を受けていません（受ける見込みもありません）。
- 公序良俗に反する事業内容ではありません。
- 暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力との関与はありません。
- 暴力団排除のため、必要な情報を、市が官公庁へ照会することに同意します。
- 風営法に規定する性風俗関連の事業は営んでいません。
- 国又は地方公共団体が経営に直接又は間接に参画していません。
- この補助事業は、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではありません。
- 破産法による破産手続開始の申立て、民事再生法による民事再生手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立てはなされていません。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業・団体ではありません。
- 市税を滞納していません。
- 市の貸付金の償還は滞っていません。
- 市の給付金等の返還義務はありません。
- 本補助金の申請の日以後においても、引き続き市内で事業を継続する意思があります。
- 導入又は更新設備は現に専ら事業の用に供する設備で間違いありません。
- 交付要件を満たさないときは、補助金を交付されないこと、また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求められることを了承します。
- 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合には、交付された補助金の一部又は全部を速やかに返還します。
- 規則や要領、申請の手引きに定めのない事項や、検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、市の指示に従って対応します。
- 本補助金の交付事務に必要な範囲において、市税の賦課徴収情報及び住民登録情報を利用すること、かつ申請に係る情報を関係所管官庁に照会することに同意します。
- 本補助金で提出、受領した書類は、本補助事業の完了した年度の翌年度から 5 年間保管します。
- 本事業に係る収入および支出は適正に税務申告を行います。また、これらを帳簿に記録するとともに証拠書類を整理し、適正に保管します。
- 市が補助事業に係る調査、実例の紹介として事業の成果発表や事例集・市 Web サイト等に掲載する場合には協力します。
- 本補助金の交付にかかる採択にあたっては、市の決定に従い異論を唱えないことを誓います。

本補助金申込にあたり、私は、補助金の交付の対象となる者として上記の要件をすべて満たしていることを誓約及び同意の上、署名します。

※必ず自署で記載をしてください。

令和 8 年 4 月 1 5 日

(宛先) 上尾市長

(申請者) 個人事業主氏名/法人名称及び代表者氏名 (自署)

株式会社あげお精密

代表取締役 上尾 太郎